

清情審答申第2号

令和4年1月27日

清水町長 関 義弘 様

清水町情報公開審査会

会長 安本



## 答申書

当委員会は、清水町情報公開条例第19条の規定に基づく令和3年7月15日付け清く  
廃第17号による諮問について、以下のとおり答申する。

記

### 1 審査会の結論

実施機関が非開示とした部分について、「第1行文頭から第4行文末」及び  
「第9行文頭から第10行文末」については、開示するべきである。

### 2 審査請求に係る経緯

#### (1) 開示請求

審査請求人は、令和3年6月3日、実施機関に対し、清水町情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次の公文書の開示請求を行った。

ア 打合せ等記録簿（平成31年2月25日付）

イ 新中間処理施設整備について（令和2年1月14日付）

ウ 沼津市循環交付金事業に係る環境省訪問について

#### (2) 実施機関の決定

実施機関は、令和3年6月8日、本件請求に対応する文書を特定し、前記2(1)の開示請求書類のうち、アについては条例第7条第5号イの規定により意見交換の内容のすべてを公開しないもの（以下「本件処分」という。）とし、イ及びウについては公開をそれぞれ決定し、審査請求人に通知した。

### (3) 審査請求

審査請求人は、令和3年7月5日、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分を取消し、公開を求める審査請求を行った。

### (4) 質問

実施機関は、令和3年7月15日、当該審査請求を受けて、条例第19条の規定により、当審査会に質問をした。

## 3 審査請求人の主張要旨

### (1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、行政文書を開示するとの決定を求める。

### (2) 本件審査請求の理由

ア 外原区民は実施機関と外原区との協議の内容を知る権利がある。

イ 実施機関と外原区との間のきたんのない意見交換ではなく、新中間処理施設整備等に対して静観するという意思決定が為されているのであり、意見交換にはとどまらない。また、令和3年3月8日の清水町議会一般質問において、実施機関からは、平成31年2月25日の実施機関と外原区との意見交換において、外原区が静観するという見解は、口頭で明らかにされた、という回答がすでになされており、交渉等が進行中の案件ではない。

ウ 静観するという外原区の見解は、結論を出したと言えるもので、交渉は現在進行中の案件ではなく、個別案件である。

エ 実施機関と外原区が意見交換を非公開で実施したこと、並びに、静観するという外原区の意思決定の内容、その意思決定の形成過程及びこのような静観するという姿勢を受け入れた実施機関、沼津市については、その意思決定に問題がある。

オ 以上のとおり、一部非公開とした決定には異議がある。

## 4 実施機関の主張要旨

### (1) 実施機関の主張要旨

外原区との意見交換会については、非公開として行っており、現在も意見公開会は継続して実施されている。

意見交換会では、新中間処理施設整備等に対する交渉を円滑に進めるためにきたんのない意見交換を実施しており、その場で一定の回答等をしていない。

意見交換会で出された意見等を吟味し、後日、回答等を行う作業を繰り返して一定の方向性を見出すことを目的としており、打合せ記録簿の内容を公開することは、きたんのない意見集約に支障を来たし、今後の円滑な交渉等に影響が生じる。

意見交換実施中の意見が公開されることにより、事実と異なる憶測が流布されることを恐れている。公開することにより一般住民である役員の立場を不当に害するおそれがある。

以上のとおり、打合せ等記録簿については、条例第7条第5号イに該当するから公開されるべきではない。

## (2) 外原区の主張要旨

打合せ等記録簿の内容には検討中及び協議中の部分が含まれており、公にすることにより区民の間に誤解を生じさせる可能性があるため、公開は差し支える。

## 5 審査会の判断

実施機関は、非開示とした部分については、条例第7条第5号イに該当すると主張しているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第5号は、「実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定する。

そして、同号イは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを非開示情報とする。

(2) ここで、同号における「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれると解される。また、同号の「支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、さらに、「おそれ」の程度も抽象的なものではなく、法的保

護に値するおそれがあることが要求されると解される。

(3) 以下、各要件について検討する。

ア 非開示情報は、「実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の機関が行う事務又は事業に関する情報」であるといえるか。

本非開示情報は、実施機関と外原区の間で行われた、新中間処理施設整備に関する意見交換会の開催要旨及び意見交換の打合せ記録の要旨であるところ、新中間処理施設が、ごみ処理施設であって、整備に関しては周辺住民や周辺地区への説明や協議を要する性質のものであるので、新中間処理施設整備のための実施機関と外原区との意見交換は、実施機関が行う事務又は事業に関する情報といえる。

イ 非開示情報は、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」といえるか。

本件の意見交換は、非公開によって行われていると認められるところ、その具体的な意見交換内容についても非公開によって取り扱われるとの信頼の元に、双方の協議が行われ、その信頼のもとにきたんのない率直な回答や協議を行い、これに基づいて合意形成が行われていくと認められるのである。こうした信頼に反して後に公開されることになれば、公開をおそれてきたんのない意見交換や自由な議論を差し控えられることで実効的な意見交換、協議ができないくなる懸念が生じるほか、公開により、非公開を前提に行った協議内容が明らかにされることで協議相手が他者からの責任追及などの不測の損害を被る可能性が生じるほか、協議相手が実施機関に対して不快、不信の念を抱いて信頼関係の醸成ができず、ひいては実施機関が第三者に対して行う協議全般について信頼を損なうものと言わなければならぬ。

本件においては、現在も新中間処理施設が建設されておらず、また、実施機関と外原区との協議は継続されているということであり、非公開情報を公開することによって実施機関が被る上記の支障のおそれについては、単なる名目的、抽象的なものではなく、実質的で法的保護に値する支障のおそれには該当すると認められる。

したがって、非開示情報のうち、意見交換の内容として既に公開されてい

ない情報については、条例第7条第5号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当して、非開示情報と認められる。

ウ 上記の検討を前提とすれば、非開示情報のうち、第5行文頭から第8行目文末まで、及び、第11行文頭から第17行目文末については、非開示情報に該当すると認められる。

エ ただし、非開示情報のうち、第1行文頭から第4行文末までについては、意見交換会実施の前提事項の確認であり、意見交換の内容そのものではないから、条例第7条第5号イには該当しないので、公開が相当である。

オ 次に、非開示情報のうち、第9行文頭から第10行文末までについては、意見交換の内容であるが、当該意見が表明された事実については、既に清水町議会における答弁において実施機関から公開されている。

既に公となった事実であっても当該事実が記載されている情報が後に公開される場合に、将来の公開をおそれてきたんのない意見交換や自由な議論が行われなくなる支障があることは想定されるところであるから、既に公となっている事実が含まれるとしても、直ちに非開示情報に該当しなくなるわけではないし、形成の過程までも明らかにしたり、発言者が詳細に特定できるように明らかになったり、付随する事項が明らかになる等、事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるような公になつていい事項が含まれるのであれば非開示情報に該当するというべきである。

特に、本件においては、外原区内においても様々な議論があるところ、実施機関と外原区との協議のうち協議時になされた個別具体的な発言内容や詳細な議論の様子までも公開されることになれば、区内の混乱や区役員への責任追及などが生じ、協議を行うための信頼関係といった前提を欠くことになり、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる現実的な懸念が迫っているといえる。

また、本件においては、現在も実施機関と外原区との協議は継続中である点も公開による支障を軽視すべきでない事情として挙げられる。

しかし、本件における非開示情報第9行文頭から第10行文末においては、実施機関自らが既に公開した情報であり、その実施機関が公開した内容につい

では、非開示情報のうち第9行文頭から第10行文末の内容をすべて含むものである（同非開示情報中には発言者個人を特定するような情報も含まれない。）。そうであるとすれば、実施機関は、非開示情報のうち第9行文頭から第10行文末の内容を公開することによって生じうる支障を既に想定し、引き受けているということができるから、これを公開しても実施機関に生じる支障は公開した後の時点である現在とは変わらないと認められる。実施機関が非開示情報に該当する支障をすでに引き受けしており、その支障が情報公開によって変わらないのであれば、開示の利益と非開示の利益を比較衡量すれば、開示すべきであると認められる。

したがって、非開示情報のうち第9行文頭から第10行文末については、公開することが相当と判断した。

## 6 審査会の処理経過

- (1) 令和3年7月15日 実施機関から諮問を受け付けた。
- (2) 令和3年7月20日 実施機関から意見書（理由説明書）を受け付けた。
- (3) 令和3年9月8日 異議申立人から意見書を受け付けた。
- (4) 令和3年9月21日 第1回審査会を開催した。
- (5) 令和3年11月1日 第2回審査会を開催した。
- (6) 令和3年12月13日 第3回審査会を開催した。
- (7) 令和4年1月18日 第4回審査会を開催した。

## 7 審査会の委員

会長 安本 晋

委員 岩崎 正司

委員 河原崎 尊親